



宮田小だより



み:自ら進んで学ぶ子 や:優しい心で助け合う子 た:たくましく粘り強い子
2月号 No16 令和3年1月27日 市川市立宮田小学校

緊急事態宣言下

校長 本多 妃佐子

今週に入ってから、コロナウィルス感染者数が一時より減少してきているとの報道がありました。少しホッとすると同時に、「本当だといいいけど。」と、にわかには信じない自分がありました。1月15日の時点で、千葉県では一日の陽性者数が500人を超え、そのうち市川市で50人程度の陽性者が報告されました。以前は、子どもは陽性者が少ない認識でしたが、年齢の低い小中学生も市内で感染が確認されるようになりました。今までとは明らかに違うフェーズに入ったことがわかります。

そんな中でも、本校ではここまで子どもたちの感染症に対する理解とご家庭の協力があり、大事に至っておりません。これも皆様の感染予防の意識の高さと感謝しております。ありがとうございます。

さて、2月7日までの緊急事態宣言下、すでにお知らせしました通り、子どもたちの教育活動が制限されています。学校では、「1日1回外遊び」を合言葉にして、感染対策を取りながら、クラスや学年でドッジボールやドロケイなどを楽しんでいます。また、6年のあるクラスでは、学級会で話し合い、「みんなでクラスの劇をしよう」と、薄れてしまった絆を深めようとしています。みんなで一つのことを成し遂げる喜びを味わえるように、応援したいと思えます。

人との関係づくりは、子ども時代だけでなく、一生の課題ですし、これでうまくいくという特効薬はありません。また、科学技術のように先人の教えが生きることもありますが、ほとんどは自分で経験しながらよりよい方法を獲得しなければなりません。そこには苦い経験もついできます。しかし、その苦みは毒薬ではありません。「生薬は口に苦し」といいます。たくさん経験した人のほうが、やさしい人間になれると信じています。

子どもも長引くコロナ禍の生活で、見えないストレスにさらされています。大声で話すことや喜ぶことができません。のどが空からなるほど走ることもありません。発散できない体力、発揮できない気力、ほどほどにしないといけない全力があります。小さなストレスや困り感をためないように、家庭と協力しながら、「学校に来てよかった。」「学校に来て楽しかった。」と心から思えるように、心の安定を第一に教育活動を進めてまいります。

何かご心配なことがありましたら、遠慮なさらずにお知らせください。



お知らせとお願い

【重要】メールによる欠席連絡

これまで、連絡帳や電話により欠席や遅刻の連絡をお願いしてきました。連絡帳を介した連絡をなくし、より効率的に連絡が取れるようにするため、マチコミメールによる欠席連絡を導入します。

- ・開始日 令和3年2月1日(月)
- ・受付時間 午前7時～午前8時15分
確認漏れを防止するために、8時15分以降の欠席連絡は電話でお願いします。
- ・操作方法
- ・注意事項 は1/27配布の文書をご覧ください。

また、何かお気づきに点がございましたら、教頭までご連絡ください。

5・6年保護者様

市川市立学校修学旅行等企画料

(キャンセル料) 補助金交付のお知らせ

コロナ禍、宿泊を伴う6年「修学旅行」5年「ホワイトスクール」が、市川市立全校で中止になったため、発生したキャンセル料についてお知らせします。

令和2年12月23日付けで補助金交付の申請をしましたところ、令和3年1月14日に補助金を可とする旨の教育委員会からの決定通知がありました。

キャンセル料全額が、補助金で補填されることとなります。

この場を借りてご報告いたします。5・6年生の保護者の皆様にはご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

「新校舎 保護者説明会」延期を受けて

今後の予定

1月27日(水)【3・5・6年】1月29日(金)【1・2・4年】に、学習参観・保護者会と同日に予定していましたが、緊急事態宣言下のため延期になりました。今後の会の持ち方につきまして、市川市の担当課と協議をしました。

下記の通りの日程で、保護者の皆様とともに進めていくことになりました。コロナ感染症や市川市の状況によっては変更がありますことをあらかじめご了承ください。

記

- ① 教職員説明会 2月15日(月)
- ② 保護者への説明 2月17日(水)～
QRコード等で説明ビデオ配信 ご自宅で視聴していただく
ご質問・ご意見等を、配付した文書にご記入いただき、回収する
回答を集約して保護者に返す
- ③ 設計・建設等スケジュール説明 令和3年4月以降

○自転車保険等の確認をお願いします

令和2年千葉県警察本部統計によりますと、児童生徒の交通事故の状態別では、自転車乗車時の死傷者数の割合が高く、特に高校生については約75%が自転車乗車時となっています。自転車乗車時の事故による重傷者・死亡者も発生しています。

千葉県では、平成29年4月1日に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、関係者にそれぞれの役割が求められることとなりました。特に、**保護者は、子どもが自転車を利用する際の損害賠償保険等の加入やヘルメットの着用に努めなければならない**とされています。保護者の皆様におかれましては、条例に則り、特に以下の3点について、御対応くださいますようお願いいたします。

- 1 交通安全、交通ルールやマナーなど普段からお子様と話し合うようにしましょう。
- 2 お子様と一緒に自転車の整備点検を行いましょう。
- 3 保険の加入について御家庭で確認し、保険の加入に努めましょう。